

I 策定の趣旨

山村振興法に基づき策定するもので、本県が取り組むべき山村振興対策の大綱として市町村山村振興計画を策定する際の指針となるもの。

II 地域の概況

1. 振興山村の概要(区域の指定単位: 昭和25年2月1日時点の市町村区域)

高崎市(旧烏淵村)、桐生市(旧梅田村、旧飛駒村、旧黒保根村)、沼田市(旧池田村、旧(利)東村、旧赤城根村)、渋川市(旧小野上村)、藤岡市(旧日野村、旧三波川村)、安中市(旧坂本町、旧細野村)、みどり市(旧(勢)東村、旧福岡村)、上野村、神流町、下仁田町(旧小坂村、旧西牧村)、南牧村(旧月形村、旧尾沢村)、中之条町(旧沢田村、旧六合村)、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町(旧(吾)東村、旧岩島村、旧坂上村)、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町、旧新治村)(19市町村)

2. 自然的条件

- 地勢 関東地方において最も高い林野面積(405,899ha)、林野率(63.8%)〔2010年世界農林業センサス〕
- 気候 太平洋型の内陸気候、北部は日本海型気候

3. 社会的及び経済的条件

- 面積(H22) 380,083ha(振興山村)、636,316ha(県全体) 県総面積の59.7%
- 人口の動向 総人口(S35→H22) 170,714人→89,002人 47.9%減少
県総人口に占める割合 10.8%→4.4%に減少
- 産業構造の動向 就業人口(S35→H22) 78,303人→43,978人 43.8%減少
- 土地利用の状況 経営耕地面積の割合(S35→H22) 4.4%(16,660ha)→2.2%(8,180ha)
- 交通・通信の状況 市町村道舗装率(H25) 59.6%(県全体69.1%)
- 財政の状況 財政力指数(H25-H27) 0.38(県全体0.72)

III 現状と課題

1. 山村振興対策の実施状況と評価

これまでの国土保全事業施策や産業の生産基盤関連事業、交通施策といったハード整備により生活環境の都市との格差が縮小

2. 山村振興の現状と今後の課題

少子高齢化の進行と人口流出に歯止めをかけるため、都市部との格差是正という視点だけではなく、振興山村の特色ある地域資源を活用した総合的な対策が必要

IV 振興山村の価値と役割

- 第二次世界大戦後、生糸生産や食料、水、エネルギー、木材を供給することで日本の復興と近代化に大きく貢献
- 地域特性を生かした産業により、国土の保全と地域資源を維持
- 「人と人とのつながり」や「自然との共生・共存」を実感することができる場

V 振興の基本方針及び基本目標

1. 振興の基本方針

◎振興山村が持つ機能は「公益的機能」であり、「県民共有の財産」

物質生産機能、国土保全機能、水源かん養機能、環境保全機能、文化機能、保健・レクリエーション機能

<目指すべき方向>

- 振興山村が持つ地域特性を生かした住民主体の地域づくり活動の支援
- 生活環境の整備や地域間交流の促進による移住・定住の促進

2. 基本目標

① 「くらしを支える(まち)

安全・安心な暮らしを実現するうえで必要不可欠な社会基盤整備、誰もが安心して生活を送ることができる環境整備、地域コミュニティの活性化による住民同士の互助・共助の推進

② 「なりわいを守り、生み出す(しごと)

農産物の加工販売、付加価値を高めた農産物の生産、販売ネットワークの構築、地域産業の育成・振興、地域資源を活用した創業、観光・レクリエーション産業の活性化

③ 「ひと」を育てる(ひと)

住民が誇りと愛着を持って地域に住み続けることができる人材育成の推進、都市からの移住者受け入れへの積極的な取組による地域の持つ独自性を住民が見つけ直す機会の創出

群馬県の振興山村
(平成27年4月1日現在)

<振興山村の指定要件>

- 林野率75%以上、人口密度1.16人/町歩未満(昭和35年林業センサス)



VI 分野別振興施策

(1)交通施策に関する基本的事項

○広域的な道路ネットワークの形成、地域住民の多様な交通手段の確保

<主な施策>

道路整備、生活交通の維持・確保支援、基幹的な市町村道の県代行整備 等

(2)情報通信施策に関する基本的事項

○観光・防災拠点における公衆無線LAN環境の整備、保健・医療・福祉・防災分野での情報化の推進

<主な施策>

情報通信基盤整備、ICT利活用の推進・支援 等

(3)産業基盤施策に関する基本的事項

○農林業を維持・育成するための生産面の基盤整備と多面的な機能を有する農山村社会の維持・発展

<主な施策>

農業生産基盤整備、農地中間管理機構のフル活用、耕作放棄地の抑制・活用対策、計画的な森林整備の推進、林道整備による林業生産基盤整備、基幹的な農道、林道の県代行整備 等

(4)経営近代化施策に関する基本的事項

○農林業衰退への対応、地場産業の育成を視野に入れた新たな対策の推進

<主な施策>

高収益作物の導入、加工品の開発や商品化、産直による経営多角化の推進、作業の効率化に必要な機械・施設の整備、多様な担い手の確保・育成、経営支援組織の育成・活用、農地利用集積による効果的な生産の推進、森林施業集約化の推進、創業支援、体験型観光の推進 等

(5)地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

○地域特性を生かし、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興

<主な施策>

地域ブランド品となるような地域特性を生かした特産物の生産振興、地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進、木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用促進、山村振興に寄与する人材育成及び人材の確保支援 等

(6)文教施策に関する基本的事項

○地域の特色を生かした学校経営、振興山村の実情に配慮するとともに社会の変化に対応した教育の推進

<主な施策>

教育環境の整備、生涯学習の推進、校舎の整備、公民館や体育施設の整備、文化的遺産の保存・継承 等

(7)社会、生活環境施策に関する基本的事項

○地域住民の生活条件向上、若者の定住促進、都市住民との交流による活力ある地域づくりの推進

<主な施策>

水道・汚水処理施設、消防設備の整備充実、保育サービスの充実、保健指導体制の確保、へき地医療拠点病院の整備、医師確保、患者輸送体制の充実、地域における健康づくり活動の促進、母子保健サービスの充実 等

(8)高齢者福祉施策に関する基本的事項

○「高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」を目指した支援体制の整備

<主な施策>

地域支援事業をはじめとする介護予防やリハビリテーションの推進、介護人材の確保と資質の向上、介護サービス提供体制の整備 等

(9)集落整備施策に関する基本的事項

○集落内の基礎的な生活基盤整備、集落間の相互補完関係の強化

<主な施策>

農林業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住定住の促進、生活環境整備、人材育成を通じた集落機能の維持活性化、小さな拠点づくりによる日常生活機能の確保と地域内ネットワークの強化 等

(10)国土保全施策に関する基本的事項

○住民の生命・財産を守り安全・安心な暮らしの確保と公益的機能を保全するための対策の推進

<主な施策>

治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全の推進、土砂災害や洪水を防ぐ治水、砂防の推進、防災マップの作成、防災訓練の実施 等

(11)交流施策に関する基本的事項

○地域特性に応じた都市住民との地域間交流の推進と移住定住の促進に向けた空き家等の有効活用や移住者受入れの環境整備の推進

<主な施策>

グリーン・ツーリズムの推進及び人材育成、山村の特色を生かした交流施設の整備、山村文化の継承、山村景観の保全、移住定住の促進に向けた環境整備の推進 等

(12)森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

○必要な森林や農用地の確保と森林や農用地の有する公益的機能が発揮されるような整備の推進

<主な施策>

計画的な森林整備、施業に必要な路網整備の推進、ほ場、水利施設、防災施設整備による農用地の保全、農業農村の多面的機能を支える地域活動、営農の継続支援 等

(13)担い手施策に関する基本的事項

○地域の原動力となる担い手の育成と確保、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与、「地域おこし協力隊」「緑のふるさと協力隊」といった外部人材の導入

<主な施策>

認定農業者や農業生産法人といった地域農業の担い手育成と新規就農の促進、地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進、林業従事者の確保・育成、女性・高齢者の活動支援、「地域おこし協力隊」「緑のふるさと協力隊」の導入及び定住支援 等

(14)鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

○「地域ぐるみ」の取組体制構築による「捕る」「守る」「知る」を組み合わせた総合的な対策の実施

<主な施策>

捕獲強化による野生鳥獣の抑制、地域における対策の核となる担い手確保及び人材育成 等

(15)その他施策

○住民・NPO法人と行政との協働による地域づくりの支援

<主な施策>

食文化、伝統芸能の伝承支援、地域住民活動を推進する人材の育成、住民が主体となって取り組む地域づくり活動の支援 等